

野洲市人事行政の運営等の状況公告について

野洲市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年野洲市条例第4号）第6条の規定により人事行政の運営の状況の概要を公表する。

平成28年10月27日

野洲市長 山仲 善彰



◆平成28年度の給与及び職員等の状況

- *給与制度総合的見直しの実施
- *地域手当の不支給
- *給料月額の2%調整加算

1 給与に関する状況

(1) 人件費の状況（一般会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (度末)	歳 出 額 A	人 件 費 B	人件費率 B / A
	人	千円	千円	%
27年度	50,756	23,784,602	3,821,891	16.0
26年度	50,768	19,027,719	3,892,197	20.4

○人件費には、市長・教育長・議員・各種委員等の特別職に支給される給与・報酬などを含む

(2) 職員給与費の状況（一般会計当初予算）

区 分	職 員 数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B / A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
		千円	千円	千円	千円	千円
28年度	431人	1,569,268	298,578	589,353	2,457,199	5,701
27年度	424人	1,597,922	310,908	605,074	2,513,904	5,929

○職員手当には、退職手当を除く、通勤・住居・扶養・時間外勤務手当などを含む

○給与費には、市長・教育長・議員・各種委員等の特別職に支給される給与・報酬などは含まない

2 一般職の給料等の状況（平成28年4月1日現在）

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額の状況

区 分		平均給料月額	平均年齢	区 分	平均給料月額	平均年齢
28年度	一般行政職	328,600 円	43.3 歳	技能労務職	317,600 円	51.5 歳
27年度	一般行政職	332,300 円	44.2 歳	技能労務職	325,700 円	52.5 歳

○100円未満四捨五入

(2) 職員の初任給の状況

区 分		初任給	国の基準
一般行政職	大 学 卒	180,234 円	176,700円
	高 校 卒	151,980 円	144,600円
技能労務職	高 校 卒	147,492 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況

区分		経験年数 10年以上 15年未満	経験年数 15年以上 20年未満	経験年数 20年以上 25年未満	経験年数 25年以上 30年未満	経験年数 30年以上 35年未満	経験年数 35年以上
一般行政職	大学卒	283,000 円	315,900 円	354,300 円	391,600 円	413,500 円	424,500 円
	高校卒	—	298,100 円	339,800 円	359,200 円	389,900 円	407,700 円
技能労務職	高校卒	232,400 円	—	311,400 円	283,600 円	370,300 円	381,400 円
	中学卒	—	—	—	—	344,800 円	357,800 円

○100円未満四捨五入

(4) 一般行政職の級別職員数の状況

区分	1 級	2 級	3 級	4 級
標準的な職務内容	主事 主事補 技師 技師補	主事 技師	主査 主任	専門員 主査
職員数	17 人	46 人	80 人	33 人
構成比	6.4%	17.4%	30.2%	12.5%

区分	5 級	6 級	7 級	計
標準的な職務内容	課長補佐	課長	部長 次長	
職員数	34 人	32 人	23 人	265 人
構成比	12.8%	12.1%	8.7%	100%

○市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数

○標準的な職務内容とは、代表的な補職名

3 職員の手当の状況（平成28年4月1日現在）

(1) 期末手当・勤勉手当

		期末手当	勤勉手当
6 月期	一般職	1.225 月分	0.75 月分
	再任用	0.65 月分	0.35 月分
1 2 月期	一般職	1.375 月分	0.85 月分
	再任用	0.80 月分	0.35 月分
計	一般職	2.60 月分	1.60 月分
	再任用	1.45 月分	0.75 月分

○期末・勤勉手当の支給月数は平成27年度実績月数

○職制上の段階、職務の級等による加算措置あり

(2) 退職手当

	自己都合	定年	勸奨
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	49.59月分
※ 一人当たり平均支給額 19,951千円 (退職者30人 平均勤続年数 35年)			

○一人当たり平均支給額は、前年度に退職手当を支給した平均額

(3) 特殊勤務手当

手当の種類	7種類
代表的な手当	感染症病防疫作業に従事した場合
	クリーンセンター業務の焼却炉内の点検作業に従事した場合

(4) 時間外勤務手当

平成27年度	総支給額	123,163千円
	支給対象職員一人当たり平均支給年額	397千円
平成26年度	総支給額	144,870千円
	支給対象職員一人当たり平均支給年額	477千円

(5) その他の手当

■扶養手当

配偶者 13,000円

配偶者以外の扶養親族 6,500円

(ただし、配偶者のいない職員の場合、扶養親族のうち1人については11,000円)

16歳から22歳までの子がある場合の加算額 5,000円

○国の制度・・・市と同じ

■住居手当

借家居住者 月額12,000円を超える家賃について 100円～27,000円

○国の制度・・・市と同じ

■通勤手当

自動車などの交通用具使用者

2km～距離に応じて 2,000円～31,600円

自動車等を駐車するための施設を利用している場合

利用料金の1/2(上限4,000円)を支給

交通機関利用者

1月当たりの運賃が55,000円以下 全額支給(支給単位月毎)

※1月当たりの運賃は、55,000円を限度とする

○国の制度・・・市と同じ

自動車等を駐車するための施設を利用している場合 制度なし

■管理職手当

支給対象職員割合	26.7%
1人当たり平均支給月額	58,100円

○管理職手当は、定められた職責に応じて定額支給

4 特別職の報酬等の状況（平成27年度実績）

区 分	給料・報酬の月額	期 末 手 当
市 長	812,000 円	6 月期 1.475 月分
副市長	721,000 円	1 2 月期 1.625 月分
教育長	661,000 円	計 3.10 月分
議 長	380,000 円	6 月期 1.475 月分
副議長	330,000 円	1 2 月期 1.625 月分
議 員	300,000 円	計 3.10 月分

○ 給料・報酬の月額欄の左の額は、平成27年度末の条例本則の額

○ 副市長は、平成22～27年度の支給実績なし

○ 期末手当月数は、平成27年度実績月数

○ 平成28年度6月期の期末手当の支給

市長、教育長 1.475 月分（同月数）

議長、副議長、議員 1.475 月分（同月数）

※（ ）内は昨年度比

5 職員数ならびに採用、退職、および昇任の状況

(1) 部門別職員数の状況等

（単位：人）

部 門		H27	H28	増減
一般行政部門	議会	4	4	—
	総務企画	81	83	2
	税務	22	20	△2
	民生	96	108	12
	衛生	33	32	△1
	労働	2	2	—
	農林水産	11	11	—
	商工	4	4	—
	土木	33	33	—
	小計	286	297	11
特別行政部門	教育	122	105	△17
	小計	122	105	△17
普通会計計		408	402	△6
公営企業等会計部門	水道	6	5	△1
	下水道	5	6	1
	その他	22	24	2
	小計	33	35	2
合 計		441	437	△4

(2) 職員の採用・退職数

(単位：人)

区分		市職員全体
採用	平成 27 年 4 月 2 日～ 平成 28 年 3 月 31 日	0
	平成 28 年 4 月 1 日	3 1
	合 計	3 1
退職	平成 27 年 4 月 2 日～ 平成 28 年 3 月 31 日	3 5
	平成 28 年 4 月 1 日	0
	合 計	3 5

(県教育委員会からの割愛教員を含む。)

(3) 異動および昇任の状況

(単位：人)

項 目	部長級	次長級	課長級	課長・補 佐・主幹 長・主幹 級	専門員級	主査・主 任・保 土・教 主任級	一般職 員級	合 計
異動者	6	1 1	1 0	2 9	5	2 2	4 7	1 3 0
昇任者	6	9	1 1	1 7	9	1 5	1 7	8 4

- 平成 28 年 4 月 1 日付け人事異動によるもの
- 異動者は、新規採用及び同所属での昇任を含まない
- 昇任者は、同所属での昇任を含む

6 分限および懲戒処分 of 状況

(1) 分限処分の状況 (平成 27 年度)

ア 職員の意に反する降任・免職の状況

(単位：人)

勤務実績がよく ない場合		心身の故障のため 職務遂行に支障が ある場合		職に必要な的確性 を欠く場合		廃職または過員を 生じた場合		計
降 任	免 職	降 任	免 職	降 任	免 職	降 任	免 職	
0	0	0	0	0	0	0	0	0

イ 休職処分の状況

(単位：人)

心身の故障のため、 長期の休養を要す る場合	刑事事件に関し 起訴された場合	学術に関する研究 等に従事する場合	災害等により行方 不明になった場合
1 0	0	0	0

(2) 懲戒処分の状況 (平成 27 年度)

(単位：人)

免 職	停 職	減 給	戒 告
0	0	1	3

7 勤務条件に関する措置の要求および不利益処分に関する不服申し立ての状況

平成27年度における勤務条件に関する措置の要求および不利益処分に関する不服申し立ての状況は、次のとおりです。

- (1) 措置の要求 該当事案なし
- (2) 不服申し立て 該当事案なし

8 人材育成に関する状況

(1) 主な研修の実績等（平成27年度）

(ア) 内部研修

名 称	目 的 及 び 概 要	参加人数・回数（延べ）
人権問題研修 （全体研修）	各職員が、人権問題の解決に向けた行動に必要な基礎知識の習得及び基本的な姿勢を認識し、各自の資質の向上を図る。	343人
人事評価制度研修 （全体研修）	人事評価制度に対する正しい理解を深めるとともに、計画的な業務遂行を行うため、各自の資質向上を図る。	351人
情報セキュリティ研修 （全体研修）	情報セキュリティ対策の必要性及び重要性に対する認識を深めるとともに改善策を自ら考え、対応できるよう意識改革を図る。	749人
メンタルヘルス研修 （階層別研修）	メンタルヘルスに対する正しい理解を深めるとともに、取り組みにあたっての階層別の心構えを学び、各自の資質向上を図る。	265人
交通安全研修 （集合研修）	交通安全に対する正しい理解を深めるとともに、取り組みにあたっての心構えを学び、各自の資質向上を図る。	85人
人権問題研修 （集合研修）	各職員が、人権問題の解決に向けた行動に必要な基礎知識の習得及び基本的な姿勢を認識し、各自の資質の向上を図る。	47人
職場研修 （各職域）	人権問題、接遇等のテーマについて、職員の意識高揚と資質向上を図る。	225回

(イ) 外部研修機関への派遣研修（滋賀県市町村職員研修センター等）

名 称	目 的 及 び 概 要	参加人数（延べ人数）
課長級研修	管理職に必要な職場の管理能力を高め、実践的な指導能力を養うとともに、危機管理能力の養成を図る。	10人
課長補佐級研修	管理職に必要な職場の管理能力を高め、実践的な指導能力を養うとともに、危機管理能力の養成を図る。	15人
係長級職員（1部・2部）研修	自治体や企業の先進的な取り組みを学ぶとともに、リーダーの役割を体系的に理解し、マネジメントに関する原理原則を習得する。	23人
現任職員（1部・2部・3部）研修	自治体職員に必要な政策法務等について学ぶとともに、コミュニケーション能力等の向上を図る。	17人

名 称	目 的 及 び 概 要	参加人数（延べ人数）
新任職員研修	自治体職員としての自覚を促すとともに、職務遂行に必要な基礎知識を習得し、職務遂行能力の向上を図る。	27人
政策形成指導者養成研修	政策形成指導に有用な知識を学ぶとともに、その研修講師として指導方法を習得する。	1人
政策形成指導者研究会	政策形成指導に有用な知識を学ぶとともに、その研修講師として指導方法を習得する。	2人
接遇指導者養成研修	接遇指導に有用な知識を学ぶとともに、指導者相互の経験や交流を通じて、効果的な指導方法の研究を行う。	1人
接遇指導者研究会	接遇指導に有用な知識を学ぶとともに、指導者相互の経験や交流を通じて、効果的な指導方法の研究を行う。	1人
J S T指導者研究会	J S T研修指導に有用な知識を学ぶとともに、指導者相互の経験や交流を通じて、効果的な指導方法の研究を行う。	4人
公務員倫理指導者研究会	公務員倫理指導に有用な知識を学ぶとともに、指導者相互の経験や交流を通じて、効果的な指導方法の研究を行う。	3人
研修管理者研修	職員研修の重要性を認識し、職員研修のあり方について理解を深め、人材育成の方法について学ぶ。	1人
例規担当職員研修	例規事務に係る実務能力の向上および利活用の促進を図る。	1人
徴収事務基礎研修	徴収事務に係る実務能力の向上および利活用の促進を図る。	2人
公債権等徴収事務研修	公債権等徴収事務に係る実務能力の向上および利活用の促進を図る。	2人
私債権等徴収事務研修	私債権等徴収事務に係る実務能力の向上および利活用の促進を図る。	2人
給与事務担当職員研修	給与事務担当職員の実務能力の向上を図る。	2人
公会計担当職員研修	公会計担当職員の財務書類作成・分析に係る実務能力の向上を図る。	2人
地方自治制度研修講師養成研修	地方自治制度の研修講師としての能力を養成し、職員の資質向上を図る。	1人
病院事業経営実務講習会	病院事業の経営実務の能力養成を図る。	1人
衛生管理者受験講習会	職員の安全衛生の適切な管理を図るため、衛生管理者の養成を図る。	2人
狩猟免許取得試験講習会	業務に必要な免許の取得を通じ、実務能力の向上を図る。	2人
市町土木技術職員研修	土木技術職員としての実務能力を養成し、職員の資質向上を図る。	4人
全国市町村国際文化研修所研修	職場のチーム力アップに係る研修を通じ、職員の資質向上を図る。	2人
介護支援専門員研修	介護支援専門員としての実務能力を養成し、職員の資質向上を図る。	1人

名 称	目 的 及 び 概 要	参加人数（延べ人数）
建設生産システム（監督員級）研修	土木技術職員としての実務能力を養成し、職員の資質向上を図る。	1 人
橋梁技術職員研修	橋梁技術に関する専門能力を養成し、職員の資質向上を図る。	1 人
都市幹部職員研修	幹部職員としての能力を養成し、職員の資質向上を図る。	2 人
講座・セミナー各種等	高いコミュニケーション能力を持ち、分権時代の新たな地方自治を担える職員の育成を目的としたセミナーなどに参加する。	2 9 人
びわこ南部地域人権啓発連続講座	お互いが一人の人間として尊重される地域社会の実現に向けて、一人ひとりの人権意識の高揚を図る。	5 1 人
人権教育研究大会等	お互いが一人の人間として尊重される地域社会の実現に向けて、一人ひとりの人権意識の高揚を図る。	2 6 5 人
通信教育受講助成	職員の自己啓発受講に対する助成を通じ、職員の資質向上を図る。	0 人
ボランティア研修	障がい児スプリング・サマースクールでのボランティア体験や作業所体験を通じ、職員の資質向上を図る。	3 2 人

9 福利厚生に関する状況

(1) 職員の健康管理に関する主要事業の実施状況（平成 2 7 年度）

名 称	対 象 者	受診者数
雇入時健康診断	新規採用者（H28 採用内定者）	2 5 人
定期健康診断	全職員	3 8 7 人

(2) 職員の福利厚生事業の実施状況

職員の福利厚生事業については、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 42 条及び野洲市職員の共済制度に関する条例（平成 16 年野洲市条例第 43 号）に基づいて実施しています。

野洲市職員互助会が福利厚生事業を行っているほか、その事業の一部を財団法人滋賀県市町村職員互助会へ委託して行っています。

野洲市職員互助会は会員の掛金のみで福利厚生事業を実施しており、財団法人滋賀県市町村職員互助会は、会員の掛金および市の負担金その他の収入をもって、福利厚生事業を実施しています。

項 目	互助会	職員互助会
会員数	平成 27 年 4 月 1 日現在	5 9 9 人
	平成 28 年 4 月 1 日現在	6 0 2 人
掛金額	平成 27 年度決算額	1 8, 3 8 4 千円
	平成 28 年度予算額	1 6, 9 3 6 千円
負担金	平成 27 年度決算額	5, 5 9 5 千円
	平成 28 年度予算額	5, 0 1 0 千円

※職員数には、嘱託職員の数を含んでいます。

(3) 公務災害および通勤災害の認定件数（平成 2 7 年度）

	公務災害	通勤災害	計
発生件数	1 5	0	1 5

※認定件数には、嘱託職員、臨時職員による分も含まれています。